

教育職員免許状の取得について

東京大学では、毎年様々な学部の学生が教育職員免許状(以下「免許状」という。)を取得している。在学中や卒業後に教員採用試験を受け、中学校・高等学校、中等教育学校で教員となり、日本の中等教育のリーダーとなっている者も少なくない。また、大学院進学後に、非常勤講師として勤務したり、大学院修了後に専門を生かして教壇に立つ者もいる。

免許状の取得についての詳しい事柄は「学部便覧」の「◆教育職員免許状の取得について」の頁に記載されているので、免許状取得を考えている学生は、熟読すること。なお、「学部便覧」の当該頁は下記の掲示板にも掲載されている。

[全学向 教職課程・学芸員等資格関係掲示板](#)

※「学部便覧」に記載されている開講情報等については、諸々の事情により変更が生じる場合もある。そのため、常に上記掲示等により、最新の情報を確認しておくこと。

免許状を取得するにあたっては、必要な授業の履修に加えて、教育実習等の申込など、独自の手続きを要する。これらの手続きについては、学部便覧や掲示等において周知されるので、遺漏なく行い、かつ手続きの期限を厳守すること。これらの手続きに不備があると、免許状を取得できない場合があるので、留意すること。

なお、免許状の取得を希望する者は、本学に入学した時点から教職課程を履修計画の中に組み入れておくことが必要となる。近年、教員採用において中学、高校両方の免許状取得を求められることが増えてきているので、出来る限り中学高校両方の免許状を取得しておくことが望ましい。